

糸魚川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月28日作成
令和5年3月30日改定
糸魚川市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として、明確に位置づけられた。

糸魚川市では、過疎化や高齢化による担い手不足から遊休農地が増加しており、その発生防止と解消に努めていく必要がある。また、農地は中山間地域に多くあり、耕作条件など不利な点が多いことから、担い手への農地集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用し取り組んでいく必要がある。

このようなことを踏まえ、活力ある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」を推進するため、糸魚川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 遊休農地面積 (B) | 遊休農地の割合 (B/A) |
|--------------------|----------------|---------------|------------------|
| 現 状 (平成29年7月) | 2,530ha | 3.6ha | 0.14% |
| 3年後の目標 (令和2年7月) | 2,430ha | 3.4ha | 0.14% |
| 目 標 (令和5年7月) | 2,390ha | 3.3ha | 0.14% |

出典：「管内の農地面積」は、「農林水産統計年報」における耕地面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による利用状況調査と利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）により実施する。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

また、利用意向調査を踏まえ、農地の利用関係の調整を行うとともに、調査結果は「農業委員会サポートシステム」への反映に努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、（再生利用が困難）と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 (A) | 集積面積 (B) | 集積率 (B/A) |
|-------------------------|----------------|-----------------|--------------|
| 現 状 (平成 29 年 7 月) | 2, 5 3 0 h a | 7 7 2. 6 h a | 3 0. 5 % |
| 3 年後の目標 (令和 2 年 7 月) | 2, 4 3 0 h a | 8 6 2. 6 h a | 3 5. 5 % |
| 目 標 (令和 5 年 7 月) | 2, 3 9 0 h a | 1, 9 1 2. 0 h a | 8 0. 0 % |

出典：「管内の農地面積」は、「農林水産統計年報」における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

糸魚川市が策定している「地域計画」の作成と見直しに積極的に関与する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を図る。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域で

は、担い手の意向を踏まえた農地の集約化の利用調整と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、国の新たな制度を活用し農地の有効利用に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入経営体数 (新規参入者取得面積) |
|--------------------|-------------------------|
| 現 状 (平成29年7月) | 0人 (0 h a) |
| 3年後の目標 (令和2年7月) | 1人 (0. 5 h a) |
| 目 標 (令和5年7月) | 3人 (1. 5 h a) |

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

新潟県及び糸魚川市、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、新規参入者の把握、掘り起こしを行うとともに農地のあっせん等の検討をする。

② 新規就農フェア等への参加について

市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人・法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

④ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、糸魚川市と連携して企業参入の推進に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、糸魚川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力